

東北町移住支援事業

(あおもり移住支援事業)

青森県と東北町が共同して、東京圏から東北町に移住した方を対象に
移住支援金を交付します。

1. 支援金額

(1) 単身での移住の場合 **60万円**

(2) 世帯での移住の場合 **100万円**

※18歳未満の世帯員と一緒に移住する場合は、
18歳未満の方1人につき、**100万円加算**

最大
100万円
支給

2. 支給対象要件

次の(1)移住等に関する要件、(2)就業に関する要件を満たすことが必要となります。

(1) 移住等に関する要件 [次の①・②両方の要件を満たすこと]

① 移住元	住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(直近1年間は連続)東京23区内に在 住していたこと、又は東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に在住し東京23区内 に通勤していたこと
② 移住先	・申請時において、東北町に転入後1年以内であること ・申請後、5年以上継続して東北町に居住する意思を有していること

(2) 就業に関する要件 [次の①～⑤のいずれかに該当すること]

① 対象求人により就業した方	青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象と して掲載されている求人に応募し、新規で採用された方
② 専門人材に該当する方	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し て就業した方
③ テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住 先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方
④ 関係人口に該当する方	地域の担い手として、農林水産業に就業、農林水産業関連事業者 への就業、家業等に就業(継承等のため)する方
⑤ 起業した方	青森県が実施する起業支援金の交付決定を受けた方

※移住支援金事業について、ほかの要件等もございますので、申請前に一度ご相談ください。

※青森県と共同で実施している東北町移住支援金事業(あおもり移住支援事業)が対象外の場合であつても、東北町が独自に実施している**東北町移住支援事業費補助金事業**の対象になる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

申請方法や申請様式等は、QRコードから
東北町ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

東北町 企画課
0176-56-3111

